

第3章

施策の体系と展開

1 施策の体系

2 施策の展開（特定 14 事業について）

3 施策の展開（次世代育成支援関連事業）

1 施策の体系

現状分析の結果と基本理念、視点より検討された施策の基本目標とそれに基づく施策目標の内容は以下のとおりです。

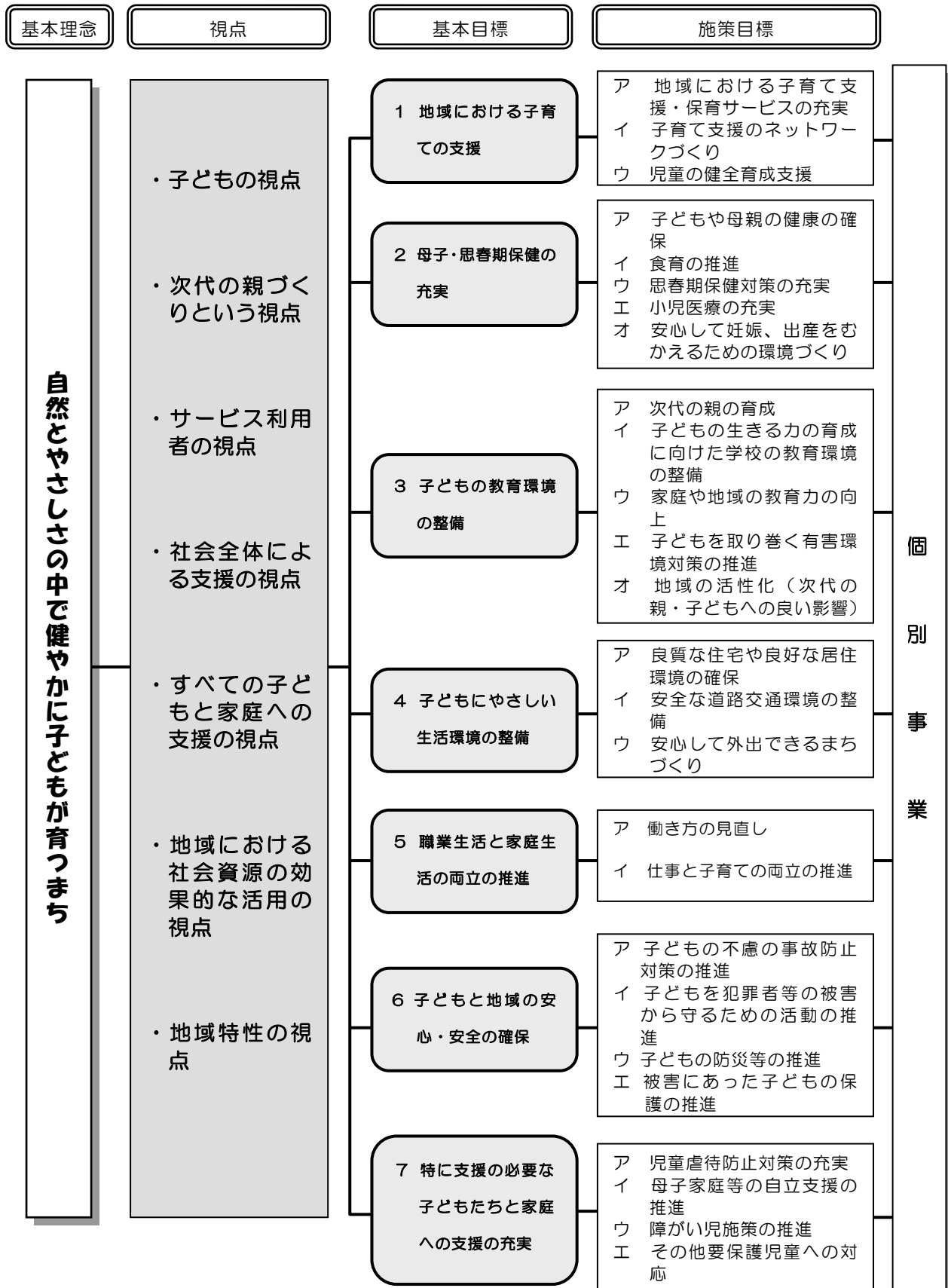
基本目標	施策目標	内容
1 地域における子育ての支援	ア 地域における子育て支援・保育サービスの充実	すべての子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、子育て支援給付事業など様々な子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るものです。また、国が定める特定14事業として、他の施策目標にも含まれます。
	イ 子育て支援のネットワークづくり	地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、各種関係機関との連携を図り、子育てに関する意識啓発等を推進し、ネットワークの構築を検討します。
	ウ 児童の健全育成支援	子どもの健全育成のため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことのできる、放課後や週末等の居場所づくり等の環境を整備するものです。
2 母子・思春期保健の充実	ア 子どもや母親の健康の確保	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保する母子保健事業です。健康審査や、相談指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら様々な事業を実施します。また、任意の予防接種についても検討課題としてあげていきます。
	イ 食育の推進	乳幼児期からそれぞれの成長段階や理解度に応じて、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどの支援をしていきます。
	ウ 思春期保健対策の充実	子どもたちの発育に応じて、適切な教育や、対応ができるよう意識の健全育成とあわせて、知識の普及を図るものです。
	エ 小児医療の充実	小児医療の充実・確保・情報提供に努めるとともに、小児救急医療の整備を、県、近隣市町村及び関係機関との連携のもとに、検討を図るものです。
	オ 安心して妊娠、出産をむかえるための環境づくり	妊婦健康審査や、相談・訪問指導により、安心して妊娠、出産を迎えるための各種プログラムの充実を図るものです。

基本目標	施策目標	内容
3 子どもの教育環境の整備	ア 次代の親の育成	新たに親になる世代の子どもたちに、保育所、幼稚園及び乳幼児健診断の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げ、子どもを生き育てることの意義や家庭に対する思いやりの心を育てるためのものです。
	イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに、変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を伸長することができるよう、学校教育等の環境整備を図るものです。
	ウ 家庭や地域の教育力の向上	学校、家庭及び地域との連携を図り、世代間交流を行うなど家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進するものです。
	エ 子どもをとりまく有害環境対策の推進	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD、ゲームソフト、テレビ、インターネットや携帯電話等については、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけるものです。
	オ 地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）	若者の定住促進策や各種行事等を実施し、まちの活性化を図ることにより、次代の親・子どもたちに良い影響を与える施策を推進するものです。
4 子どもにやさしい生活環境の整備	ア 良質な住宅や良好な居住環境の確保	子育てを担う若い世代を中心に、良好な居住環境を整備、確保することができるよう、関係機関と連携を図り、賃貸住宅の情報提供や供給を支援するものです。
	イ 安全な道路交通環境の整備	妊産婦や子ども連れの親等が、安全かつ安心して通行できる道路や交通機関など、交通安全環境を整備するものです。
	ウ 安心して外出できるまちづくり	公共施設、公共交通機関、道路等において、バリアフリー化を推進することや、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備をするものです。各関係機関と連携を図り、地域全体で子育て支援体制の整備を推進します。また、地域の人々によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全確保に努めます。

基本目標	施策目標	内容
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	ア 働き方の見直し	男性も女性もすべての人が、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、仕事時間と生活時間のバランスを考えた多様な働き方の普及促進に努めます。
	イ 仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立支援のための体制の整備として、各種保育サービスや学童保育事業の充実を図ります。また、男女共同参画社会の実現のための広報、啓発に努めます。
6 子どもと地域の安心・安全の確保	ア 子どもの不慮の事故防止対策の推進	交通安全も含め、子どもの不慮の事故防止に対する啓発活動を推進します。
	イ 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進	住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を行うとともに、関係機関・団体との連携によるパトロール強化を推進するものです。
	ウ 子どもの防災等の推進	防災訓練等を通じて、子どもたちの防災意識を高めるものです。
	エ 被害にあった子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減と立ち直りを支援するため、子どもとのカウンセリングや保護者に対する助言等を学校関係機関と連携し、きめ細かな支援を図るものです。
7 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実	ア 児童虐待防止対策の充実	児童虐待に対し、発生予防から早期発見・早期対応、保護などの総合的な支援や、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築を図るものです。
	イ 母子家庭等の自立支援推進	離婚等の増加により母子家庭等が急増している中で、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるよう、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を行うなど、総合的な施策を推進するものです。

基本目標	施策目標	内容
7 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実	ウ 障がい児施策の充実	障がいの早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、各種の子育て支援事業や関係機関と連携をし、障がいのある子どもの社会的自立を支援していきます。また、最近増加している、落ち着きがない・ことばの発達が遅いなど集団生活に馴染まない発達障がいのある特別な支援を要する子どもたちを、児童相談所や療育センターなどの専門機関と連携を図り支援していきます。
	エ その他要保護児童への対応	児童虐待防止対策、母子家庭等の自立支援、障がい児施策以外の要保護児童への支援をします。また、経済的援助等が必要とされる子ども・世帯への支援等を推進します。

施策体系図



2 施策の展開（特定 14 事業について）

特定 14 事業は、その事業目標量を国に報告する 14 の事業を指します。ニーズ調査等でそのニーズ量等を把握し、町の財政面からの検討も加え、事業目標量が決定されています。以下に 14 事業個々について記します。

（1）通常保育

事業の内容

保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。

現在の状況

現在、定員 575 名で待機児童はありません。

今後の対応

待機児童等もないため現状を維持しつつ、少子化に対応した保育園のあり方について検討します。

現状		目標事業量 (平成 26 年度)
定員 (人数)	箇所数	
575 人	5	575 人 (5 箇所)

（2）延長保育

事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行います。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

ニーズ調査結果は 11 名でしたが、今後の多様化する潜在的保育ニーズに対応するため、実施施設 1 箇所を目標事業量とします。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成 26 年度)
	定員 (人数)	箇所数	
11 人	—	—	1 箇所

※ニーズ、目標とも開所後 1 時間延長の場合です。

(3) 夜間保育

事業の内容

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において夜間保育を行います。
保育時間は、通常午前 11 時から午後 10 時までの 11 時間とされています。基本的に、夜間保育のみを行う保育所で行われますが、通常の保育と夜間保育をあわせて行うところもあります。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

ニーズ調査対象外のため、ニーズ調査結果は出ませんが、延長保育で対応していくこととします。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成 26 年度)
	定員 (人数)	箇所数	
—	—	—	—

※夜間保育のニーズは、ニーズ調査からは直接出ませんが、6時から1時間延長希望は8人、2時間延長希望は1人、3時間延長希望が1人のため、夜間保育のニーズもないと判断されます。

(4) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

事業の内容

保護者が、仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、一時的に預かります。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

ニーズはないと判断されるため、実施の予定はありませんが今後の検討課題とします。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成 26 年度)
	定員 (人数)	箇所数	
—	—	—	—

(5) 休日保育事業

事業の内容

日曜、祝日などに休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行います。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

ニーズ調査の結果、16人の希望がありましたが、人員、施設の資源確保の問題もあり、目標はなしとしますが、ニーズを見極めながら今後も実施について検討は継続します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成26年度)
	定員(人数)	箇所数	
16人	—	—	—

(6) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

事業の内容

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学3年生までの児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。登録制で毎日学校から直接行くことができます。

現在の状況

現在は、95人、3箇所で開催しています。

今後の対応

ニーズ調査の結果、60人の希望がありました。目標事業量を100人とし、箇所は現状のまま、今後とも町民のニーズに対応できるように各小学校と連携し事業の充実を図っていきます。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成26年度)
	定員(人数)	箇所数	
60人	100人	3	115人(3箇所)

(7)(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育 派遣型・施設型）

事業の内容

病気の回復期にある児童等で、保護者の仕事や病気など社会的にやむを得ない事情によって家庭で保育できない小学校低学年までの児童を保育する制度です。看護師、保育士等を派遣する場合（派遣型）と病院などでの施設内で保育を行う場合（施設型）があります。派遣型と施設型とで2つの事業に数えられます。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

ニーズ調査の結果としては、派遣型・施設型をあわせて6人です。

人的にも施設のにも資源が必要なため、実施の予定はありませんが、検討は継続します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成 26 年度)
	定員 (人数)	箇所数	
6 人	—	—	—

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の内容

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かります。

現在の状況

現在は、実施していません。

今後の対応

アンケート調査結果等から希望はほとんどみられず、人的にも施設のにも資源が必要なため、実施の予定はありませんが、今後、児童養護施設との連携を図っていくこととするなど、検討は継続します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成 26 年度)
	定員 (人数)	箇所数	
1 人	—	—	—

(10) 一時預かり（一時保育）事業

事業の内容

家庭で子育て中の保護者が、就労、通院、研修などで週1日から3日程度の保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合、さらに子育て家庭の手助けのため、就学前の子どもが一時的に保育を受けられる制度です。

現在の状況

1日3人、1箇所で開催中です。

今後の対応

ニーズ調査の結果は6人ありました。現状のまま継続し、今後もニーズを見極めながら事業の充実を図っていきます。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成26年度)
	定員(人数)	箇所数	
6人	3人	1箇所	6人(1箇所)

(11) 特定保育

事業の内容

保護者が、パートタイムを行っている等により保育が困難な0～3歳未満児に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。

現在の状況

現在は、実施していませんが、一時預かり（一時保育）事業で対応しています。

今後の対応

ニーズ調査対象外のため、ニーズ調査結果は出ていません。検討は継続しますが、今後も一時保育事業により対応していくこととします。

現状		目標事業量 (平成26年度)
定員(人数)	箇所数	
—	—	—

(12) ファミリーサポートセンター事業

事業の内容

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

現在の状況

現在は、実施していませんが、先進事例の調査・研究をするなど、検討をしています。

今後の対応

ニーズ調査の結果、7人の希望がありました。
引き続き1箇所での実施を目標として検討を継続します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成26年度)
	定員(人数)	箇所数	
7人	—	—	1箇所

(13) 地域子育て支援センター事業

事業の内容

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

現在の状況

現在は、実施していませんが、上記事業内容に記述された事柄について随時対応しています。

今後の対応

ニーズ調査の結果7人の希望がありましたが、人的にも施設のにも資源が必要なため、実施の予定はありませんが、検討は継続します。

ニーズ調査結果	現状		目標事業量 (平成26年度)
	定員(人数)	箇所数	
7人	—	—	—

(14) つどいの広場事業（子育てサロン）

事業の内容

主に乳幼児（0歳から3歳）を持つ親が、気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語りあうことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館などを実施場所として、子育てに関する悩み相談や関連情報の提供を受けられるよう図るものです。

現在の状況

「子育てサロン」として実施中です。なお、平成22年2月に移設し面積を拡大して実施しています。

今後の対応

ニーズ調査の対象外のため、ニーズ調査結果は出ていませんが、一箇所ですべて継続します。

現状		目標事業量 (平成26年度)
定員(人数)	箇所数	
—	1	1箇所

3 施策の展開（次世代育成支援関連事業について）

湯河原町次世代育成支援関連事業の展開を施策体系に基づいて示します。

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援・保育サービスの充実

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきた中、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうした中、子育て家庭がゆとりをもって安心して子育てを行うことができる環境づくりを進めるため、引き続き「待機児童ゼロ」を実施していくとともに、一時保育や小学校低学年を対象とした学童保育及び子育てサロン（つどいの広場事業）のさらなる充実を図ります。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
1	子育てサロン（つどいの広場事業）	親子が共に自由に過ごせる場所を提供し、育児不安の解消や、保健師・栄養士等による育児相談、情報提供等を実施して、子育てについての支援を行います。	福祉課	乳幼児とその保護者
2	一時保育	一時的に保育ができなくなった乳幼児を預かります。	福祉課	乳幼児
3	育児・教育相談	保育園や幼稚園での育児相談等を実施します。	福祉課 幼稚園	乳幼児の保護者
4	幼稚園での預かり保育	保護者の緊急・一時的な利用や、就労のための定期的な利用など、様々な状況に応じて、幼稚園終了の午後2時から4時まで預かり保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援しています。	幼稚園	幼稚園児
5	通常保育（待機児童ゼロ）	町立保育園5園ある中で、受入児童数の弾力化を図り、引き続き待機児童ゼロを推進します。	福祉課	就学前児童
6	延長保育（新規）	延長保育のニーズを的確に把握しながら、通常の保育時間よりさらに1時間延長した延長保育を検討します。	福祉課	保育園児
7	保育内容の充実	研修会等の参加を促進して、保育士や調理員等の資質の向上を図ります。	福祉課	保育士 調理員等

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
8	子育て支援給付事業	少子化対策及び子育て環境の充実を図るため、第3子以降の児童の誕生から小学校入学までの期間、児童の成長に応じて、総額100万円（第4子以降は120万円）の給付金を支給します。	福祉課	3人以上の児童を養育する保護者
9	園庭開放（保育園・幼稚園）	就学前児童で幼稚園や保育園に通っていない児童を対象に、月1回保育園や幼稚園の園庭あるいはホールを開放して親子で遊んでもらいます。	福祉課 幼稚園	就学前児童
10	学童保育	町内の3小学校で開設。放課後に適切な保育を受けることのできない小学1～3年生を対象に授業終了後～午後6時まで（土曜・学校休業日及び長期休業日は9時～6時）開催しています。	社会教育課	小学校1～3年生
11	放課後子ども教室（そよかぜ教室）	東台福浦小学校で、放課後の子どもの居場所づくりとして全児童を対象に、午後2時から4時30分まで無料開設。	社会教育課	小学生

イ 子育て支援のネットワークづくり

幼稚園、保育園、学校、子育てサロンなどの子どもに直接関係する機関から、児童相談所、保健福祉事務所、医療、行政・教育機関など、子育てに関係する専門機関相互の連携を図り、どこに相談しても速やかに必要な支援が受けられることができるよう、ネットワークの構築を検討していきます。

また、次代を担う子どもたちを地域全体で見守り、応援していくための体制づくりを推進していくとともに、子どもたちが行事やイベントなどに参加して直接地域の方々とふれあうことで、子育て支援をより身近なものに感じることができるよう検討していきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
12	子育て支援ネットワークの構築	学校、幼稚園、保育園、行政機関、医療機関など関係機関が相互に連携を図り、様々な相談に速やかに対応できる体制をつくります。	福祉課 教育委員会	子育て中の保護者等
13	相談窓口の一元化	育児不安や教育相談など多様化する相談内容に対応するための相談窓口を一元化して、相談者の利便を図ります。	福祉課	子育て中の保護者等
14	保育園児と高齢者との交流	保育園児と老人ホームに入所している高齢者との交流を図ります。また、城堀会館で実施しているグループリビングの利用者との相互訪問も実施して交流を図っております。	福祉課 介護課	八雲・おにわ保育園・高齢者
15	男性職員派遣研修	町の男性職員をふれあい・交流研修として公立の保育園に派遣して、園児と交流を深めます。	庶務課	男性職員 保育園児

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
16	敬老のつどい	町主催の「敬老のつどい」に保育園児（毎年ローテーションで1園が参加）が参加して、高齢者との交流を図ります。	介護課	保育園児 年長
17	消防出初式	毎年1月に行う町の消防出初式に「幼年消防クラブ」として参加し、地域との交流を図ります。	消防署	保育園・幼稚園 年長
18	読み聞かせ（ボランティア）	保育園児等を対象に絵本等の読み聞かせを実施します。	福祉課	保育園児
19	保育園・幼稚園と小学校の連携	総合的な学習、交流給食、運動会、学習発表会などを小学校と一緒にいき、小学校児童との交流を深め、友愛の心を育てます。	小・中学校	小・中学校

ウ 児童の健全育成支援

子どもの健全育成のため、各種スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や教室を企画、実施し、一層の活性化を図ります。

また、各種スポーツ、イベント及び親子大会などを通して、親と子のふれあいや会話、仲間意識を持つことの大切さなどの習得に努めます。

その他、小中学校において、薬物乱用、喫煙及び飲酒予防教育等を推進し、身体及び心の発育にとって非常に害があることを教えるとともに、児童・生徒への指導徹底を図ります。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
20	町民レクリエーションのつどい	幼児・小・中学生が参加して、地域住民とのふれあいを図ります。	社会教育課	幼児・小・中学生・町民
21	小・中学生ボランティア体験事業	海・山・川、公園・道路などの公共施設の清掃作業ボランティア活動を通して愛町精神を養います。	学校教育課	小・中学生
22	中学生労働体験事業	労働を体験することにより、地場産業への理解、勤労の意味などを考える場をつくります。	学校教育課	中学生
23	ジュニアスポーツプログラム	夏休み、春休みにドッジボール・ミニバスケットボール等の簡単なスポーツを指導し、休み中の子どもたちの運動不足を解消するとともに、スポーツを通じ、健康な身体・健全な精神を育みます。	ヘルシープラザ	小学生
24	少年少女砂の芸術大会	自然とふれあいながらグループによる創作活動を通して、共同作業のすばらしさや連帯意識を培い、また、子どもたちの豊かな創造性を育みます。	社会教育課	小学生（子ども会）
25	インリーダー宿泊研修	野外での宿泊研修を行うことにより、集団生活のマナーや他校児童とのふれあいを図ります。	社会教育課	小学校 5・6年生

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
26	三原市親善都市子ども交流	親善都市提携を結ぶ広島県三原市の児童との交流を図り、また、互いの市町の歴史や文化・自然などについて学び、リーダー養成事業としても実施します。	社会教育課	小学校 5・6年生
27	少年少女球技大会	団体での競技を行うことで、体力の向上を図るとともに、ゲームの中で他者との協調性を学びます。	社会教育課	小学生(子ども会)
28	たこづくり教室	「彦一だこ」を製作し、伝統芸能を自分の手でつくる喜びを味わい、地域における指導者とのふれあいを楽しみます。	社会教育課	小・中学生
29	新春たこあげ大会	たこづくり教室で製作した「たこ」に絵を描き、参加することにより、手作りの成果や達成感を得ることを目的とします。年中行事にふれることで、伝統文化への理解を深めます。	社会教育課	小・中学生
30	親と子の海釣り大会	釣りを通して自然に親しむとともに、ひものづくりなどを体験して親子の絆を深めます。	社会教育課	小・中学生とその保護者
31	親子ますつり大会	ます釣りを通して自然の中での親子のふれあいを深めるとともに、釣りを通して身近な自然環境の保全に対する学習をします。	社会教育課	小・中学生とその保護者
32	親子陶芸教室	親子で陶芸づくりを体験し、親子のふれあいを深めるとともに、手作りの成果や物事を達成する喜びを感じます。	社会教育課	小学生とその保護者
33	つばめの観察	自然とふれあいながらつばめの巣を観察し、あわせて海岸、道路等の清掃作業も実施することにより環境問題への意識を育てます。	社会教育課	小学生とその保護者
34	地域会館活用事業	文化福祉会館・門川会館・川堀会館で実施しているもので、親子でのうどんづくりや菓子づくり、ペットボトルロケットづくりなど、様々な事業を展開しています。	社会教育課	小・中学生とその保護者・町民
35	ジュニアリーダー育成 (青少年リーダー)	ジュニアリーダー(中学生～高校生)の育成を子ども会で行っています。ジュニアリーダーは、子ども会事業の企画・運営、冒険遊び場事業の手伝いを行い、ボランティア活動を通して、地域内外で活動しています。	社会教育課	中学生・高校生
36	子どもワークショップ	夏休みの小・中学生を対象に町立美術館で実施しています。絵画教室や工作など実際にいろいろな体験ができます。	美術館	小・中学生
37	子どもアートツアー	夏休みの小・中学生とその保護者を対象に町立美術館で実施しています。普段見ることができないような美術館の裏側も見学することができます。	美術館	小・中学生とその保護者
38	適応指導教室の充実	不登校が続いている児童生徒に対して、学校復帰を目指したプログラムを提供します。	学校教育課・適応指導教室	不登校児童・生徒
39	育英奨学金助成制度	高校に在学又は入学する予定のある生徒がいる家庭で、生活が困窮であり生徒の成績が優秀な場合に奨学金を助成します。	学校教育課	高校生等

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
40	私立幼稚園就園奨励費助成制度	私立幼稚園に通園している家庭及び幼稚園に対して助成します。	学校教育課	私立幼稚園他
41	薬物乱用、喫煙防止教育の推進(小・中学校)	小・中学校において、薬物乱用、飲酒・喫煙防止のための、授業や講演会を行います。	小・中学校	小・中学生

(2) 母子・思春期保健の充実

ア 子どもや母親の健康の確保

子どもが健康に生まれ育つことは誰もが願うことであり、これを実現するために、健やかに子どもを育てる環境を整え、妊娠・出産・育児といった各時期における年齢に応じた定期健診や疾病を予防するための予防接種など疾病予防と健康増進のため、関係機関と連携を図りながら様々な母子保健事業を実施していきます。

また、安心して子育てができるよう、育児不安や悩みなどの相談等に対して適切に助言や指導ができるように相談体制の充実を図ります。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
42	4か月児健康診査	発育・発達の確認、身体的異常の再評価(先天性疾患・斜頸・股関節脱臼)、栄養相談、保健相談(生活・育児)、予防接種相談等を実施し、育児支援をしていきます。また、その後のフォローとして、経過観察や、フォローが必要と認められた母・児へは健診や育児相談、家庭訪問、経過健診(HC)等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
43	8～9か月健康診査	医療機関に委託して、疾病・異常の早期発見及び発育・発達の確認や育児相談を行います。その後フォローが必要と認められた母・児へは育児相談、家庭訪問、経過健診(HC)等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
44	1歳6か月児健康診査	心身の障がいや問題の早期発見、生活習慣の形成、むし歯予防に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、汽車ポップ教室へつなげます。療育等が必要な児は、地域訓練会、巡回リハビリテーション(特訓会)等の早期療育へつなげます。	保健センター	幼児
45	1歳児歯科教室	むし歯予防について集団教育、歯磨き相談、栄養相談、保健相談(生活・栄養・育児)、予防接種相談等を実施します。	保健センター	幼児

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
46	子育て相談 (心理相談)	子どものしつけや、生活習慣の問題など、子育て中の様々な悩みについて、心理相談員が相談をお受けします。 ※2歳児歯科検診及び1歳6か月・3歳6か月健診時に開催	保健センタ ー	乳幼児
47	予防接種相談	子どもの予防接種の種類・効果・受け方等について、各種健康診査(4か月・1歳6か月・3歳6か月)、歯科検診及び育児相談等に併設して相談をお受けします。	保健センタ ー	乳幼児
48	3歳6か月児健康診査	心身の障がいや問題の早期発見、生活習慣の形成、むし歯や歯肉炎の予防・正しい咬合(こうごう)育成のため、発育・発達、食習慣、育児環境に対して総合的な育児支援を行います。 精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、汽車ポッポ教室へつなげます。療育等が必要な乳幼児は、地域訓練会、巡回リハビリテーション(特訓会)等の早期療育へつなげます。	保健センタ ー	幼児
49	2歳児歯科検診及び2歳6か月児歯科検診	歯科検診、歯磨き相談、予防処置、保健相談(生活・栄養・育児)、身体計測、心理相談(2歳児のみ実施)を実施します。その後のフォローとして、むし歯ハイリスク児は、ハイリスク歯科検診へつなげます。生活・栄養・育児・心理面でフォローが必要な児は、育児相談、家庭訪問、汽車ポッポ教室等へつなげます。	保健センタ ー	幼児
50	ハイリスク歯科検診	各歯科検診の結果フォローが必要と認められた児に対して歯科検診、予防処置、育児相談を行います。	保健センタ ー	乳幼児
51	予防接種	集団予防接種としてポリオ、個別予防接種として、三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)・二種混合(破傷風・ジフテリア)BCG・麻しん・風しん・日本脳炎を行います。	保健センタ ー	乳幼児
52	地区組織活動 母子保健推進員の育成	「母と子の生活の場である市町村の地域において、母子保健事業の充実、協力体制の確立、地域母子保健組織の育成、その他の活動の推進」を目的とします。住民と保健センターとの橋渡し、住民の身近な相談相手としての役割を持ちます。年7回の定例会で活動の確認と学習会を行います。 1 推進員数：24名(任期2年) 2 活動内容 ・乳幼児健康診査、予防接種、育児相談、育児教室への協力 ・3歳6か月児健康診査時にむし歯予防の人形劇を上演	保健センタ ー	母子保健 推進委員

イ 食育の推進

食べることは、生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

一人ひとりの子どもの「食べる力」を豊かに育むための支援づくりを行っています。

今後は、子どもが食事に興味を持ち、望ましい食習慣を実践する力が身につくように体験活動等の充実を図ります。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
53	マタニティクラス	新たな命を育む機会に、生きるために必要な食事の大切さについて学べるよう支援します。	保健センター	妊産婦とその家族
54	妊産婦・新生児・乳幼児訪問	母乳分泌や親子の体に必要な栄養について学び、楽しく育児をすることを支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
55	各種乳幼児健康診査（個別相談）	子どもの成長・発達確認とともに、親子の食事のあり方を実践できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
56	離乳食講習会	離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、母親（父親）がスムーズに乳児の食生活を実践していけるよう支援します。	保健センター	離乳期の乳幼児の保護者とその家族
57	栄養相談（子育てサロン）	健やかに子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、食事に関する悩みや相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
58	保育園・幼稚園・小学校における食育の推進	保育園・幼稚園・小学校において、収穫や調理の実践・季節の食材や行事食の経験などから、食事への興味を持たせ、食べる楽しさを学び、健やかな心と体を育みます。	福祉課 教育委員会	保育園児と幼稚園児
59	給食試食会	児童の保護者が給食の様子を参観し、給食を試食します。	小学校	小学生の保護者
60	ふれあい給食	核家族化が進む中で、町内のお年寄りと小学校の子どもたちが給食を通してふれあい、お年寄りの知識を吸収するとともに、お年寄りにも学校生活を知っていただき、通学時に子どもたちに声をかけてもらうことにより、日常生活の中でもふれあいの時間を共有します。	小学校	小学生
61	親と子の料理教室	調理実習と講義を通して「食事とは何か」に関心を持ち、栄養の基礎知識を習得します。	保健センター	小学生とその保護者

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
62	食生活改善推進員養成・育成	主体的に食育事業の企画・実施ができる町民参加型ボランティアを養成及び育成します。	保健センター	町民
63	子育て学級	湯河原町食生活改善推進団体に委託している事業であり、乳幼児の食事やおやつの作り方について、調理実習を通して学習します。	保健センター	乳幼児の保護者とその家族
64	土にふれあう園児のつどい	園児による芋の苗付けと芋掘りを行うことで、食物の生育と収穫の喜びを体験します。	福祉課	保育園児及び幼稚園児

ウ 思春期保健対策の充実

子どもたちの発育に応じて、健全な心身が生まれ、適切な教育や、対応ができるよう、関係機関と連携し、思春期の悩みや不安を抱える子どもたちが、安心して相談できるような体制づくりに努めます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
65	思春期の子どもへの教育	学年に応じたテーマで、生命の大切さと性の仕組みについて習得します。	小・中学校	小・中学生
66	心の教室相談員の配置	中学校にスクールカウンセラーを配置して、思春期における不安や悩み等の相談に対処します。	学校教育課	中学生

エ 小児医療の充実

現在、医療機関や休日診療などの情報を、町民カレンダーや町ホームページ、メールマガジン等を通じて提供していますが、特に、休日・夜間における小児救急医療については、保護者の不安を払拭するため、医療機関の場所や診療時間などの情報提供に努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
67	医療機関の情報提供	町民カレンダーやホームページ、メールマガジンなどを通じて、町内医療機関の休日当番医などの情報を提供します。	保健センター	町民

オ 安心して妊娠、出産を迎えるための環境づくり

子どもの誕生は、家族にとって大きな喜びである反面、妊娠から出産にかけての心身の急激な変化や出産後の子育ては、母親にとって精神的・肉体的にも大きな負担となり、育児に対して不安を感じる時期でもあります。

そこで、母親が経験する肉体的、精神的な負担や不安をできるだけ軽減し、安心して出産を迎えられるような環境づくりと出産後の子育てに自信と喜びを感じられるように、育児不安や悩みなどに対して適切に助言や指導ができるような相談体制の充実を図ります。

また、育児に関しては、母親だけでなく父親や家族等の協力が不可欠であるため、母子の健康について、理解・協力が得られるような機会をつくっていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
68	マタニティクラス ※妊婦健康相談含む	子どもの誕生に向け親が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を深め、母体の疾病予防と健やかな子どもの出生を迎えられるよう開催。参加者同士の交流を大切に、地域での仲間作りにつながるよう支援します。 内容：映画上映、安産教室、呼吸法等	保健センター	妊婦とその配偶者
69	妊婦健康診査	安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、医療機関委託に委託して健康診査を実施し、異常の早期発見と適切な保健相談を行い、必要な治療へつなげます。 1人14回で全妊婦を対象とします。	保健センター	妊婦
70	ハイリスク母子訪問指導	18歳以下、35歳以上及び外国人の初妊産婦を対象とし、必要に応じて1～2回訪問します。	保健センター	妊婦
71	妊産婦・乳幼児訪問指導	第1子出産の母・児を対象に、妊娠・出産・育児・日常生活全般に関する相談に応じ、疾病の予防や早期発見に努め、健やかな子どもを生み育てられるよう、育児支援します。訪問回数は必要に応じて1～2回します。	保健センター	乳幼児と保護者
72	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービス提供を行います。	保健センター	乳児とその保護者
73	育児相談	健やかな子どもを育てるために、乳幼児を持つ親に対して、悩みや相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるように支援します。	保健センター	乳幼児の保護者

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
74	かるがも育児教室	乳幼児の保護者を対象に「楽しく遊ぼう」「友達をつくろう」をスローガンに、集団遊びや親子のふれあいを大切に、自主サークルの紹介など参加者同士の交流の場として、育児に関する相談にも応じます。	保健センター	乳幼児とその保護者
75	子育て学級	乳幼児を持つ親を対象に、子育ての具体的な問題を通して、子どもと自分自身を見つめ直し、子育ての楽しみを再認識し、また、新しい仲間づくりの場となるよう支援します。 ※教育委員会と共催（託児あり）	保健センター・社会教育課	乳幼児の保護者
76	離乳食講習会	離乳食開始前後の児を持つ親を対象に、離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、家族がスムーズに乳幼児の食生活を支えられるよう支援します。	保健センター	乳幼児の保護者
77	親子の自主サークル つちのこくらぶ	0歳～就園前の親子（湯河原町、真鶴町）を対象に、親子がのびやかに生き生きと生活できるように、援助しあうことを目的とした自主サークル。 （真鶴町と合同）かるがも育児教室参加者から会が発足しました。会の自主運営を側面から支援しています。（会場の提供・活動のPR等）	保健センター	就学前児童と保護者
78	親子の自主サークル このゆびとまれ	※会の自主運営を側面から支援しています。（会場の提供・活動のPR等） 6か月～就園前の親子を対象にした親子共に交友の場であり、主に子ども同士のつながりを深め、幼児の社会性、協調性を養うとともに、心身の健康づくりと調和のとれた発達を促すことを目的とした自主サークルです。地域会館、公園、湯河原町保健センターを会場にしています。会の自主運営を側面から支援しています。（会場の提供・活動のPR等）	保健センター	就学前児童と保護者

(3) 子どもの教育環境の整備

ア 次代の親の育成

現在の社会においては、核家族化により、異年齢の子どもとふれあう機会が少なくなっています。

そこで、新たに親になる世代の子どもたちに、保育園や幼稚園などの乳幼児とふれあい世話をすることで、子どもを生み育てることの意識や家族に対する思いやりの心を育てるための取組を推進します。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
79	保育ボランティアの受入れ	総合学習の一環として行われる、小・中学生及び高校生の保育園における保育ボランティアの受入れを促進します。	福祉課	小・中学生及び高校生

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

個性豊かで確かな学力の向上と、特色ある教育の推進に努め、変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

また、学校教育環境等の整備においては、小学校の耐震化工事や、中学校を移転させるなど、整備が進んでいます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
80	中学生派遣事業	姉妹都市であるオーストラリアのポートステューブンス市に中学生を派遣して、ホームステイや現地での学校生活などを通して、国際感覚を身につけ、視野を広めて心豊かな人材を育成します。	地域政策課	中学生
81	歯科刷掃指導	湘南短大生が1年生を対象に、むし歯予防に関する授業や指導を実施します。	小学校	小学生
82	国際理解教育 外国文化に親しむ活動	外国の文化等を知ることで国際感覚を身につけるための講演会の実施 国際理解教育の一環として、各学年とも英語に親しむ活動を実施しています。	小学校	小学生
83	社会人講師の活用	華道クラブ、手話クラブ、英語、伝統芸能、稲作、運動部活動等、地域の人たちを講師に招いて技能等を習得します。	小学校	小学生
84	学校独自の事業の実施	地域体験学習（温泉の学習）、美化センターの学習（ゴミ処理施設）や、ボランティアによる読み聞かせ等を実施します。	小学校	小学生
85	宿泊学習	5年生（東台福浦小は4・5年生）の宿泊学習時に実施したプチツアーに保護者が参加するものです。	小学校	小学生
86	「共生的な学習」と校内研究	一人ひとりの子どもが自分の考えを大切にし、さらに友達との学習で「共に学び、共に育つ」学習を展開していくことを「共生的な学習」といいます。校内研究のテーマとして、研究授業の際に全職員でそのあり方について考察しています。また、普段の授業でも「共生的な学習」の実現を目指して、学年に応じた聞き方や話し方、話し合いの仕方を指導しています。	東台福浦小学校	小学生

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
87	夏休み学習相談（サマースクール）の開設	児童が決めた夏休みの研究や学習課題の指導、支援を行います。また、主に国語、算数など基礎、基本的な内容の定着を目指すとともに、児童の進める研究や学習において、興味や関心が高まるように夏休み講座を開設します。	小学校	小学生
88	いじめ〇をめざして	「思いあう心の育成による予防」「全職員による早期発見」「家庭との連携による解決」により、いじめ〇を目指しています。	小・中学校	小・中学生
89	道徳教育の充実	授業・学校生活全般、心のノートによる指導	小学校	小学生
90	きらきらタイム ふれあいタイム	休み時間の外遊びを利用して、ドッジボール大会や長縄跳び大会を実施し、体力づくりを促進します。	小学校	小学生
91	地域と学校との連携協力による多様な体験活動	稚アユの放流、ホテルの幼虫の放流、地域体験学習（店舗、事業所等の施設見学）、農業体験学習（茶摘み体験）、子ども議会、消防署見学、地域奉仕作業、地域の方の学習発表会への参加等、様々な体験学習をします。	小・中学校	小・中学生
92	情報教育の推進	児童生徒に対しては、パソコンを使っての教科の学習及び情報教育、技術科での指導を実施し、教師においては、コンピューターやインターネットを活用した授業に対応するための研修等を行います。	小・中学校	小・中学生と教師等
93	ボランティアによる読み聞かせ	月1回、ボランティアによる小学生向けに絵本の読み聞かせを実施します。	小学校	小学生
94	地域に開かれた学校づくり	授業参観や学習発表会などを通して、地域に開かれた学校づくりを目指し、地域の方々と一体となって学校運営を推進します。	小・中学校	小・中学生と町民
95	教職員の資質の向上	子どもたちに夢を与えられる人間性豊かな教師の育成と最適な授業や指導ができるように研修等を行います。	小・中学校	教師等
96	英会話講師の活用	英会話講師に外国人の講師（ALT）を雇用して、生きた英会話の学習を推進します。	小・中学校	小・中学生
97	スタディーサポートの活用	クラス担任の教師のほかに、教科により補助員を配置して、学習指導の強化を図ります。	学校教育課	小・中学生
98	明るい選挙啓発ポスター作品募集事業	明るい選挙を推し進める上に役立つ、独創的で印象深いイメージのポスター作品の募集 （主催 都道府県選挙管理委員会連合会外）	庶務課（選挙管理委員会）	小・中・高校生
99	足柄下郡中学校生徒標語募集事業	よりよい政治や選挙に対する意識を育てようというもので、選挙をテーマとした標語の募集 （主催 足柄下郡選挙管理委員会連合会）	庶務課（選挙管理委員会）	中学生

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
100	夏休み子ども消費生活教室	夏休みを利用して、子どもが生活者としての立場や考え方を身につけるためのきっかけをつくることを目的に行います。	住民課	小学生
101	子ども環境アカデミー	西さがみ連邦共和国連携交流事業として、1市3町の小学4年生～中学生まで参加者を募集し、「自然観察」や「エコキャンプ」などの体験教室を通じて自然とのふれあいや地球に優しい暮らし方を学びます。	環境課	小学校4年生～中学生
102	環境啓発冊子「エコトライを始めよう！」の配布	環境学習の一環として、環境啓発冊子「エコトライを始めよう！」を作成し、夏休み前に小学校6年生全員に配布します。	環境課	小学校6年生
103	環境標語募集事業	「日本一ポイ捨てごみのない町」を目指して、小・中学生に標語を募集します。	環境課	小・中学生
104	浄水センター施設見学会	全国的に9月10日の「下水道の日」にあわせ、広報活動、講演会、展示会等の開催、下水道施設・資源の有効利用等、下水道の普及と十分な活用を促進するため、いろいろな活動を展開しています。湯河原町も下水道接続の普及促進活動の一環として、下水道の効果や必要性について、町民を対象に浄水センターの施設見学を実施しています。	下水道課	小・中学生・町民
105	「下水道の日」標語等作品募集事業	毎年9月10日を「下水道の日」として、小・中学生を対象に、標語、ポスター・習字を募集します。	下水道課	小・中学生
106	学校巡回文庫	町内の3小学校にそれぞれ月1回ずつ、ワゴン車で本を持って行き、個人貸出しを実施します。	図書館	小学生
107	子どもとしゃかんクラブジュニア図書館クラブ	子どもとしゃかんクラブは、講師による楽しいお話や、図書館司書による本の紹介を交えながら、読書の世界を広げ、本を通しての友達づくりも目指す、小学生対象のクラブです。また、中学生対象のジュニア図書館クラブでは、ブックトークや読書会を実施します。	図書館	小・中学生
108	おはなし会	毎週金曜日と土曜日に、幼児と小学生向けに絵本の読み聞かせや紙芝居等を実施。	図書館	幼児と小学生
109	子どもと本のつどい	年に1回、読み聞かせや、ブックトーク（本の紹介）をして、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもと本をつなげる事業です。	図書館	3歳から中学生
110	図書館たんけん隊	夏休みに図書館の中を案内したり、カウンターで本の貸し出しの仕事をしたりと図書館に親しんでもらう事業です。	図書館	小学生
111	ストーリーテリング	ストーリーテリング（お話しの語り）を年2回実施しています。テーマにちなんだ本の紹介も行います。	図書館	小学生

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子育て中の保護者を対象にした家庭教育学級や講演会を開催して、子どもの教育の原点である家庭の教育力の向上に努めていきます。

また、地域に住んでいるお年寄りの方と子どもたちとの給食を通してのふれあいや、地域の団体、スポーツ関係団体に体育館等を一般開放してスポーツを通じての世代間交流などに努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
112	家庭教育学級の充実	子育て中の保護者等を対象に、心身ともに健全な子どもを養育するために必要な家庭教育に関する知識を習得する講座を実施します。	社会教育課	子育て中の保護者等
113	学校施設の開放	小・中学校の校庭、体育館を地域の団体に開放します。	社会教育課	地域の団体
114	図書館セミナー	わらべうたや子どもの本についての講座等を実施します。	図書館	町民
115	わらべっ子の会	読書の前段階の位置付けとして、わらべうたを通じて親子がふれあいます。3歳までの子とその保護者を対象に月1回実施します。	図書館	3歳未満児とその保護者
116	ブックスタート	両親と赤ちゃんが肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わせ、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する事業として、4か月健診の際、読み聞かせの実演を交えて説明しています。また、おすすめの絵本のリストや子育て支援の情報をそえて、一人ひとりに絵本を手渡します。	図書館	4か月児とその保護者
117	セカンドブックプレゼント	ブックスタート事業を発展させて小学校新1年生におすすめの20冊の本の中から自分で1冊を選んでもらい、それをプレゼントします。	図書館	小学校新1年生
118	おはなしだっこ	1歳半から4歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、おはなし会を実施します。	図書館	乳幼児とその保護者

(4) 子どもにやさしい生活環境の整備

ア 良質な住宅や良好な居住環境の確保

良好な居住環境の整備は、子どもの健やかな成長とゆとりある子育てや養育に関係することから、県及び住宅供給公社など関係機関と連携を図りながら、町営住宅も含め、広く町民への情報発信に努めていきます。

イ 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や子ども連れの親が自由に安心して出かけられるように、道路の整備のほか、生活道路や通学路の歩道及び車道の改修を推進していくとともに、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するなど、必要な支援を行っていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
119	道路施設の維持及び整備	生活道路において、歩車道、照明灯などの維持管理及び整備を推進します。	土木課	道路等
120	違法駐車防止の啓発	警察及び関係団体の協力のもと、違法駐車防止の啓発を行います。	土木課	運転者

ウ 安心して外出できるまちづくり

安全・安心なまちづくりの推進を図るため、道路、施設、公園等のバリアフリー化や街灯など防犯設備の整備に努めていきます。

また、公共施設でのベビーベッドの設置や授乳室の整備は、子育て家庭が安心して外出は必要であり、今後各関係機関と連携をとり、地域全体で子育て支援体制の整備を推進していきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
121	公共施設、トイレ等のバリアフリー化の推進	高齢者や子どもたちが安全で快適に利用できるように配慮した施設の整備を進めます。	都市計画課 福祉課	公共施設等
122	防犯灯の整備	防犯灯の設置、維持管理費の補助を継続します。また、1灯の防犯灯を2灯のものに改修します。	地域政策課	防犯灯

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

ア 働き方の見直し

男性が子育ての重要性を理解し、積極的に家事・育児に関われるように、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、労働者、事業主に対し、国・

県関係団体等と連携を図りながら、広報、啓発に努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
123	男女共同参画意識の啓発	ゆがわら男女共同参画プランに基づき、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正を図るため、意識啓発に努めます。	地域政策課	町民

(6) 子どもと地域の安心・安全の確保

ア 子どもの不慮の事故防止対策の推進

警察や交通安全教会等各団体の協力を得て、交通安全教育やドライバーのマナーの向上に努めるとともに、ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを引き続き行って普及啓発に努めていきます。

また、家庭内で起きる事故は、就学前児童に多く見られ、家族の方のちょっとした注意で防げる事故も多くありますので、家庭内での事故防止を啓発するチラシなどを作成して、健康診断や予防接種の受診時に配布するなどして普及啓発に努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
124	家庭内での事故防止	家庭内における乳幼児の事故が、多発していることから、健康診断等において注意を呼びかけるチラシを配布して啓発します。	福祉課 保健センター	乳幼児の保護者
125	交通安全運動の推進	町民を対象として交通安全キャンペーンや、夜間パトロールによる広報啓発活動等を行い、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。	土木課	町民
126	交通安全教室の充実	登校時の交通安全指導、自転車点検、校外学習等での保護者による安全支援等を行います。	小学校	小学生
127	チャイルドシート等の普及	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを行い、普及啓発を行います。	土木課	乳幼児の保護者

イ 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

事件の被害から子どもたちを守るため、警察等による防犯安全教育の推進、被害にあったときの緊急避難場所としての「子ども 110 番」の普及、小学校の新 1 年生全員

に防犯ブザーを配布するなど防犯の強化に努めていきます。

幼稚園や保育園の送迎は、保護者や園バスで行っていますので、比較的安全といえますが、学校や園舎への不審者の侵入に備えて、防犯避難訓練やパニックボタン等による通報システムなどの防犯対策に努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
128	防犯安全教育の推進	警察等の協力指導を受けて、防犯安全教育の推進を図ります。	小学校	小学生
129	防犯ブザーの配布	新1年生に防犯ブザーを配布して、登下校時における防犯対策の推進を図ります。	学校教育課 地域政策課	新1年生
130	防犯情報の提供	子どもにかかわる犯罪が発生した時に、学校、幼稚園、保育園等や、メールマガジンにより町民に情報提供を行い、防犯に努めます。	地域政策課 福祉課 小・中学校 学校教育課 社会教育課 (青少年相談室)	乳幼児及び小・中学生
131	非行の防止と相談体制の充実	青少年相談員による相談、青少年指導員による愛のパトロールや有害看板等の撤去を行い、青少年の非行防止に努めます。	社会教育課	青少年等
132	防犯運動の推進	町民を対象として防犯キャンペーンや、夜間パトロールによる広報啓発活動等を行い、防犯に努めます。	地域政策課	町民

(7) 特に支援の必要な子どもたちと家庭への支援の充実

ア 児童虐待防止対策の充実

子育て世帯の減少や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ちません。

親子と直接会うことができる乳幼児健診は、虐待の芽を早期に発見する機会ですので、適切な対応と助言、指導を行うとともに、未受診家庭については育児の孤立が懸念されることから、保健師等が家庭訪問を行い、その状況把握に努めていきます。

その他、住民、学校、幼稚園、保育園からの通報に対応できる体制づくりと、虐待等が発見されたときの事例に応じて、関係機関相互の情報の提供や交換などを含めた指導体制の整備の充実を図っていきます。

また、児童相談所、保健福祉事務所の指導のもと、医療、行政、ボランティア等関

係する機関が連携し、育児だけでなく障がい児や非行児童の相談にも対応できる相談窓口を設置し、虐待の予防から自立支援まで広範な対応に努めていきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
133	相談・指導体制の整備	関係者、関係機関が相互に連携し、虐待の防止と対策に努めます。	福祉課 保健センター	町民
134	健康診査や相談時等の対応	母子の定期健康診断や相談のときに、虐待の兆候など早期発見に努め、適切な対応を図ります。	保健センター	乳幼児とその保護者
135	虐待情報の把握	地域住民や保育所、幼稚園、学校等から虐待の通報を受けたとき、専門機関等で個別の状況に応じて対応を検討します。	福祉課 保健センター 学校教育課 社会教育課 (青少年相談室)	関係機関

イ 母子家庭等の自立支援の推進

離婚等の増加により、ひとり親家庭が増えてきており、子育てをはじめ生活や就労まで様々な悩みを抱える家庭が増えています。

そこで、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるように保健福祉事務所と連携を図りながら相談、助言等に努め、その精神的支援と自立に向けた支援を推進していきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
136	ひとり親家庭等医療費の助成	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限あり。)	福祉課	母子家庭等
137	保育園の優先入園	保育園の入園希望に対して、優先順位に配慮します。	福祉課	母子家庭等

ウ 障がい児施策の推進

障がいの早期発見と適切な療育できるよう指導・助言をするとともに、様々な相談に応じられるよう各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的

自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

また、乳幼児期から社会人への移行期までの、一人ひとりの多様なニーズに応じた療育、保育、教育体制が受けられるよう、的確な情報の提供や相談などを児童相談所と連携して推進していきます。

○ 主な具体的施策

No.	事業名	事業概要	担当課	対象
138	あゆみの会	発達やことばの遅れなどが心配、お友達と上手に遊べないなど、ちょっと気になるところがあるときに親子で参加する集まりで、言語療法士や保育士などが指導、助言を行います。	福祉課	就学前児童等
139	重度障がい者医療費助成制度	重度障がいの方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	福祉課	重度障がい児者
140	相談・指導体制の整備	健康診断時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。	保健センター	町民